

第2回山形県特別職報酬等審議会 会議録

1 日 時

平成29年12月1日（金）午前10時00分～11時00分

2 場 所

山形県庁 502会議室

3 出席者等（敬称略）

(1) 出席した委員（10名中8名出席）

阿部 茂昭 岡田 新一 小嶋 淳子 小山 清人 齋藤 みつ
長谷川 吉茂 梁瀬 幹子 山上 朗

(2) 出席した職員（課長以上）

総務部長 大森 康宏 総務部次長 玉木 康雄 人事課長 高橋 正美

4 会議の概要

(1) 開会

(2) 挨拶（総務部長）

(3) 議事

① 会議録署名委員の選任

山上会長の指名により岡田委員が選任された。

② 審議

山上会長	<p>先程総務部長からは、本日は、前回（第1回）の委員の皆様の御意見等を踏まえ、実際に報酬等の額を改定するとした場合の考え方について審議いただきたいとの求めがありました。</p> <p>事務局において審議の材料となる資料を調製してもらいましたので、まずそれについて説明を受けた後、委員の皆様から御意見をいただくことにしたいと思います。</p> <p>それでは、事務局から御説明をお願いします。</p>
人事課長	<p>（資料に基づき、審議会の開催、報酬等の水準と改定のあり方、独自減額措置の取扱い等について説明）</p>
山上会長	<p>ア 審議会の開催のあり方について</p> <p>ただいまの事務局の説明を受けまして、初めに、審議会の開催のあり方について、御質問や御意見のある方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。</p>

阿部委員	<p>資料にあったとおり、かなりの年数の間、審議会が開催されなかったという点は、前回の審議会でもお話があったように、問題があるのではないかと思います。経済にも不況や好況がある中で、減額は15年間続けております。そういった点についても、改めるべきものは改めるべきであり、報酬等審議会を定期的で開催することで、時代の変化に応じた報酬が決定できるのではないかと思います。何年ごとの開催が良いかは議論のあるところですが、私としては、できれば毎年やるのが一番良いのではないかと思います。ただ、事務局サイドの事情もあると思うので、毎年ではなく2年ごととするべきかは皆さんと一緒に検討する余地があると思います。私は、どちらかと言えば毎年開催すべきであると思います。</p>
梁瀬委員	<p>阿部委員と同意見で、毎年の開催が良いと思います。2年ごとの開催となりますと、その2年後には選挙が控えておりますので、自然と減額の方角に行きやすいと思うので、毎年開催すべきと考えています。</p>
小山委員	<p>毎年開催が本筋かと思いますが、毎年やるとなれば大変な作業になると思います。資料10ページの改定の考え方のところを見ますと、岩手県では現行額から±1万円という差が生じた場合という基準を設けています。このように、基準を設けて、現在の水準から一定程度離れた場合には審議会を開催する、というような開催の決め方はあり得ると思います。例えば、現在の水準から1%や2%、あるいは割合ではなく具体的な金額でも良いですが、それだけ現在の水準から外れたときに審議会を招集するという考え方です。この審議会は、条例によれば、知事が給料を変えるときに開催するとされておりますので、給料を変えるかどうかの判定を事務局でやっていただき、改定の基準をこちらの審議会で決めるというやり方はあるかと思いますが。</p>
小嶋委員	<p>私は2年ぐらいの間隔で定期的に審議されることが良いと考えております。毎年開催が一番理想だとは思いますが、事務方の負担もかなりあるかと思いますが。長期間審議がなされないと、今回のように、改定の額が大きく上がったり、あるいは下がったりと、極端なことにもなりかねません。社会情勢や県の財政をこまめに反映していくことが良いと思います。</p>
齋藤委員	<p>私も小嶋委員の意見に賛成で、2年に1回開催すべきであろうと考えております。</p>
長谷川委員	<p>会社法の改正により、我々民間での取締役の改選は、従来は2年ごとだったのが、現在は（最短で）1年ごとに株主総会に付議するというルールとなっております。それを踏まえれば、（特別職報酬等についても）毎年変えていくのが、筋が通っているのではないかと思います。</p>
岡田委員	<p>何年に1回とするかは別として、定例開催は必要かと思いますが。</p>

山上会長

本日御欠席の清野委員と星川委員から、事務局で御意見を預かっていれば、御紹介ください。

人事課長

それでは私の方からお二方の御意見を御紹介させていただきます。

まず、清野委員からは、「経済情勢も変わっていくわけなので、報酬等についても、3～5年程度を目安に定期的に見直すことが必要であると考えます。」という御意見をいただいております。

続いて、星川委員からは、「知事等の給料や議員の報酬について県民が知る機会を作る観点からも、2年ごとの定期的な開催が望ましいと考えます。」という御意見をいただいております。

山上会長

それでは、私の考えを述べさせていただきますが、定期的な開催は必要であると考えております。報酬等の額については知事から議会に条例を提案して決定するというのが基本的な形だと思っておりますが、お手盛りとならないよう、我々審議会がその額についてチェックをするという形になっております。とすれば、審議会の開催は、不定期となるよりは、定期的にといった方が良く思います。

先ほど小山委員からもお話がありましたが、審議会条例の第2条を見ますと、「知事は、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞くものとする。」とされておりまして、条例の改正を前提とした規定となっております。この審議会が条例改正の必要があるか否かという諮問を受けられるのかという点は、この第2条から直ちに読み取れないのではないかと疑問はありますが、各委員から挙げていただいたとおり、定期的な開催が望ましいのではないかと意見も踏まえて、県において、今後の当審議会の開催のあり方について、よく御検討いただきたいと思います。

イ 報酬等の水準と改定のあり方について

山上会長

次に、当審議会の本来の役目の話題になりますが、報酬等の水準をどのように考えるかという点について議論してまいりたいと思います。それから、議論の中であるべき報酬の水準というものが出てくることにはなりますが、当審議会として、その額をそのまま答申とするのか、それとも別の要素を加えて考えるのかという点もあります。また、今後改定していく場合のルールをどうするかについて、資料でいえば10ページに関する問題が別途あるかと思います。これは今回、当審議会が答申をした後のルールについての問題となりますが、当審議会としても意見を示しても良いかと考えます。

そこで、①報酬等の額はどの程度の水準が妥当なのか及びそうお考えになる理由、②その額をそのまま答申とすべきなのか、それとも答申にあたっては何か別途の考慮が必要か、③今後の改定のルールについてはどうお考えになるか、の3点について御意見をいただきたいと思います。

梁瀬委員

人それぞれの考え方があるかと思いますが、標準財政規模に基づいて考えますと、報酬等の水準は全国30番台が妥当かと思いますが。また、その報酬等の額とするのは、(今回の答申で直ちに引き上げるのではなく)一定期間をかけて引き上げてはどうでしょうか。その後の改定の考え方については、今は即答できませんが、皆様の御意見をお聞きしながら意見を述べたいと思います。

齋藤委員

知事の給料や議員の報酬については、現在、全国最下位近いところにありますので、35位くらい水準を目指すべきではないかと思いますが。ただし、これを一気に引き上げることはどうかと思うので、県民の受ける印象や、県の財政事情、県の一般職の状況もよく考える必要があると思います。審議会の定期的な開催を前提に、段階的に引き上げるという方法も検討して良いのではと考えております。今後のルールについては、民間の特別職(役員等)との比較の視点もございまして、具体的な数字の面では把握していない部分もありますが、改定の基本的な考え方を整理し、それに従うべきと考えております。

小嶋委員

水準については、最終的には全国における山形県の(人口、県内総生産等の)規模である35位あたりが良いのではないかと思います。それを一度に引き上げるということもなかなか難しいと思いますので、段階的な引上げが良いと思います。今後の方針としては、山形県の情勢を反映するという点から、資料12ページの案の1の方法が良いのではないかと考えております。

長谷川委員

水準について絶対的な基準というものはないので、(審議会で)決めるしかないと思いますが、一番わかりやすいのは人口規模だと思います。各県の年齢構成などを考慮してもキリがないので、子どもも高齢者も相応のサービスを受けると考えれば、人口によることが客観的に最も説明しやすいかと思いますが。全国で35位の人口であれば、相対比較から報酬等の額の水準も35位で良いのではないかと思います。報酬の引上げを県民に納得してもらうには、ソフトランディングしていかざるを得ないのではないかと思います。

また、民間よりも公務員の方が高くなってしまふことは問題だと思っておりますが、サンプルにできる企業も、山形県にはごく限られた数しかないので、資料2ページ「報酬等の水準について」の2番目にある「民間の特別職(役員等)の報酬との比較」は無理ではないかと思っております。

(特別職の報酬等の額には)絶対的な基準がないので、今後また東日本大震災のようなことも起こるかもしれませんし、環境の変化等もありますので、毎年審議会を開催するとすれば、その都度いろいろな議論があると思います。(今後の改定の方針については)審議会を開催する中で、問題点を整理していけば良いと思いますので、先立って議論してもしようがないという気がします。

また、全国35位水準となれば、相当の引上げになります。引上げという方向性自体は県民の方にも理解していただけたらと思いますが、(一気に引き上げとなれば)ちょっとおかしいのではないかと感じる県民もいらっしゃるでしょうから、知事の給料の額を決めるのは県民であるという視点で、ソフトランディングでき

るのであれば、した方が良くと思います。

小山委員

水準が他県と横並びになることは仕方がないと思いますので、全国30位台前半は良い水準だと思います。具体的な金額は、どこかで決めなければなりません、知事が御自身で決めるわけにもいかないでしょうし、議会在決めるにも案が必要でしょうから、この審議会在決めたほうが良いと思います。なお、実施の時期については、(来年の)4月に向けて議会在議論をしていただくのが良いと思います。

改定方針については、県の給与体系を反映した、県の一般職の給与改定率を基準とするのが良いと思っております。

引上げの方法については、十数年も改定してきていないこともあって、今回の引上げ額が大きいことは仕方がないと思いますので、段階的に引き上げることももちろん一つの方法ですが、(来年の)4月でこの十数年分をきちっと修正するということが一つの考え方だと思います。

岡田委員

水準については、皆さんからもありましたが、人口規模や県内総生産などを加味して、東北各県の状況を見ながら判断し、その結果として30位台前半になるのか、35位になるのかというところだと思います。

一気に引き上げるのか段階的に引き上げるのかという点については、県民目線を考慮する必要がありますが、現在は最下位水準ですので、妥当な水準まで一気に引き上げるべきだと考えています。

また、今後の方針ですが、資料12ページの案の1を参考にすべきだと思います。

阿部委員

水準については、経済が優先される面もありますが、経済はそれぞれの地域性もあります。特別職の方は県民から選ばれておりますから、県民の人口を水準の参考としていくべきだと思います。

ただし、今までもお話が合ったように、10年以上改定がなかったこともあって、現状とはかなりの較差があることを考えれば、県民からの目線もありますし、ソフトランディングすべきです。ただ、ソフトランディングするにしても、これほどの減額をしているわけでもありますので、あまり時間をかけないで引き上げるべきだと思います。

また、これからの対応ですが、やはり県民目線を重視すべきだと考えますので、国家公務員も参考にすべきではありますが、やはり県の一般職の給与水準を取り入れた考え方のほうが県民の理解をいただけるのではないかと思います。

山上会長

この項目について、清野委員と星川委員から事務局で御意見を預かっていれば、御紹介ください。

人事課長

まず、清野委員からは、「35位水準については、その順位の妥当性の説明は難しいところですが、同じような生活環境である他県との比較といった視点もあるかと思ひます。改定にあたっては、経営状況を踏まえ労使間の協議で決定する民間の状況を反映した形が望ましいと考えます。」という御意見をいただいております。

す。

次に、星川委員からは、「次に続く若い人たちのためにも、人口規模や県内総生産などで示された県の位置づけと同等の報酬等をもらうべきです。財政事情が許すのであれば、今回、35位水準まで引き上げて良いと思います。知事などには、その分仕事をしていただいて、成果を出して県民所得を上げていただきたいと思います。」という御意見をいただいております。

山上会長

皆さんの御意見を聞かせていただきましたが、最後に私の考えを申し上げます。やはり、知事、副知事、議員といった特別職の方々はそれなりの報酬を受けるべきだろうということは、前回は申し上げたとおりです。「それなり」というのをどう判断するかという点ですが、皆さんもおっしゃるように、経済的な面や、人口規模の類似性などを見ていき、そういった統計的な数字が示している、30位台前半若しくは35位の辺りをにらみながら引き上げていくしかないと思います。

一気にその水準まで引き上げるか否かという点ですが、皆さんの意見も分かれています。私の考えを申し上げますと、岡田委員もおっしゃるように金額も大きく、資料6ページに具体的な数字がありますが、一気に引き上げることに県民の理解が得られるのか不安もありますので、段階的に引き上げていくことが妥当だと考えています。長谷川委員の言葉を借りれば、ソフトランディングということになるかと思えます。

ただ、今回は一気に引き上げず、今後の審議会を経て段階的に引き上げていくという手法を取ることとした場合、将来それを実現していくためには、実際に次の審議会が開催され、改めて答申がなされる必要があると思います。そのような手法を取ることとした場合、今回の審議会の意見は今後も尊重していただきたいと思います。

長谷川委員

審議会の意見は、あくまで意見ですので、仮に審議会として今回一気に水準を35位に引き上げるべきという答申を出したとしても、それをどうされるか、段階的に引き上げるというのも、知事の御判断になると思うので、知事にお任せして良いのではないのでしょうか。

山上会長

当審議会として確定的な金額を示す答申をするのか、一定の方向性を示す答申をするのかといった論点もあります。それを含めて検討していかなければならないと考えています。

これまで様々な御意見をいただきましたので、それを踏まえた上で、私から次回、たたき台を御用意し、議論をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

山上会長

ありがとうございます。では、次回までそのように進めてまいります。

ウ 独自減額措置について

山上会長

最後に、独自減額措置についてです。これは当審議会に対する諮問事項ではないのですが、諮問事項と密接に関連するものとなりますので、議論いただきたい点になります。

独自減額措置については、審議会において結論を得るべき事項ではありませんが、当審議会が答申した金額とは異なる額を知事及び副知事がもっている状態にあるという点で、前回の審議会でも問題提起がなされたと認識しております。当審議会として意見を申し述べていきたいと考えておりますので、改めて御意見をいただきたいと思います。

阿部委員

減額には背景がありますので、社会情勢や経済情勢、財政状況などを勘案しなければならない場合に、減額という考え方が示されることはあると思います。やはり、それを全く否定することはできないのだろうと思います。また、知事などが公約を掲げて選挙に臨むこともあるわけですので、そういった状況も考慮する必要があると考えます。本来であれば、県民のために働いているわけですので、減額を考えるべきではないと思いますが、情勢によっては考えざるを得ない場合もあるのだろうと思います。

岡田委員

私は減額措置はすべきではないと思っています。あくまで緊急避難的にやらざるを得ない事態もあろうかと思いますが、決して常態化させるべきではないということは申し上げておきたいと思っています。

小嶋委員

私も本来の額を受け取るのが一番良いと思っています。どうしても必要な状況にある場合は、1～2年といった期間で区切って減額をするのが良いと思います。

梁瀬委員

その年の情勢によっていろいろと変わることはあると思いますが、せっかく審議会を設けて額を定めておりますので、知事も理由があって減額をしているのだと思いますが、この審議会で出された意見を参考にいただき、県民がより良い生活ができる方向性に頑張っていただきたいと思っています。また、審議会で決まった額はあまり簡単に変えてほしくはないと思っています。

長谷川委員

当初から申し上げているとおり、もらうべきものはきちっともらっていただくべきということが審議会の考え方になるのだと思います。知事は政治家ですから、例えば前ニューヨーク市長の報酬はゼロですし、東京都の小池知事も5割をカットしているように、政治的な判断はあるかと思っています。しかし我々としては、政治的な判断に対して干渉する立場にはないし、すべきでないと思います。

齋藤委員

前回も申し上げましたとおり、県民のために知事に頑張っていただくためにも、独自減額措置はおやめになり、本来の額をもらうべきだと思います。

小山委員	私も皆さんと同じ意見です。資料17ページの下段にある文章の結びの「するべきではないか」の「ではないか」を取って、成文として良いと思います。
山上会長	この項目について、清野委員と星川委員から事務局で御意見を預かっていれば、御紹介ください。
人事課長	<p>まず、清野委員からは、「独自減額措置については、最終的に知事が判断することであり、減額理由が明確であれば良いですが、明確な理由がなければ減額する必要はないと考えます。」という御意見をいただいております。</p> <p>次に、星川委員からは、「次の世代のためにも、独自減額措置はやめるべきと考えます。資料17ページにまとめてあるとおりで結構です。」という御意見をいただいております。</p>
山上会長	<p>私からも考えを申し上げますが、私も皆さんと同様の意見です。やはり、審議会で答申され、議会で決められた額はきちんと受け取っていただきたいと思いますが、知事のその時の判断で、臨時的に減額措置を行うこともあろうかと思いますが、少なくとも1年ごとに区切り、その理由があるのかどうか検討すべきだと思います。減額措置は条例改正が必要となるわけですから、条例の有効期間を1年で区切り、どうしても必要であれば1年ごとに新たに提案していただく形にすべきだと思います。報酬等をもらわないことが良いことだと考えることには懸念があり、減額措置は、相応の理由がないとできないのではないかと思います。</p> <p>資料の17ページに、事務局でこれまでの意見をまとめたものが記載してありますが、審議会の考えとしては、ここに記載されているとおりで一致したということでもとめさせていただきたいと思います。なお、答申を出す際に審議会の意見として付すかどうかという点は、次回にまた検討させていただきたいと思います。</p> <p>以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。</p>

(5) その他

次回の開催時期について案内

(6) 閉 会

会議録署名委員

議 長 山 上 朗